



自転車での事故を防ぐために

自転車は道路交通法上「車」であることをまず認識しましょう。

安全な運転を心がけ、悲惨な事故に遭わないようにしましょう。

これから日が短くなるので、早目のライト点灯を心がけましょう。

自転車で禁止されている事項

- 飲酒又は疲れが激しいときの運転
- 二人乗り
- 傘差し運転・動物を引きながらの運転
- 携帯電話やヘッドホン・イヤホンを使用しながらの運転
- 整備不良の自転車の運転 等



安全な走行について

- 自転車は自動車と同じく、車道の左端に沿って通行しなければならない。
- 歩道の通行は自転車歩道通行可の標識や標示がある場合のみ通行できる。

児童や幼児、70才以上のお年寄り、身体障害者は通行できますが、その場合でも歩行者の通行を妨げてはなりません。また、すぐに停止できるような速度で徐行しなければなりません。



- 徐行義務、一時停止義務は自動車と同様です。
- 道路を横断するとき 自転車横断帯がある場合は、自転車横断帯を通る。横断歩道は歩行者のためのものですので、歩行者の通行を妨げるおそれがある場合は、自転車を押して渡らなければならない。
- 自転車横断帯も横断歩道もない道路を渡る場合は、左右の安全を確認して直角に渡りましょう。

(斜め横断は禁止)

- 交差点では信号を必ず守りましょう。
「飛び出し」による事故が一番多いのです。後方から右折又は左折する自動車に巻き込まれる危険があります。交差点の相当手前で一時停止し、自動車を先に通してから発進しましょう。
- 歩道から車道に乗り入れる場合、右側通行にならないようにしなければなりません。
- 踏切では必ず手前で安全を確認し、自転車から降りて左右の安全を確かめ、自転車を押して渡りましょう。

自転車保険に加入しよう

- 自転車で事故を起こした時、負傷者を救護し、119番通報したり、応急救護処置を行うことが必要です。自転車には自動車のような損害保険制度がないので、任意保険に加入したり、自転車安全整備店で点検整備を受けて、TSマークに付帯する保険（最大5,000万円）に加入するなどの備えが必要です。

平成 26 年 10 月 1 日以降に貼付したTSマーク付帯保険の補償内容は次のとおりです。



青色TSマーク

傷害補償	○ 入院15日以上	(一律) 1万円
	○ 死亡・重度後遺障害(1~4級)	(一律) 30万円
賠償責任補償	○ 死亡・重度後遺障害(1~7級)	(限度額) 1,000万円



赤色TSマーク

傷害補償	○ 入院15日以上	(一律) 10万円
	○ 死亡・重度後遺障害(1~4級)	(一律) 100万円
賠償責任補償	○ 死亡・重度後遺障害(1~7級)	(限度額) 5,000万円
被害者見舞金	○ 入院15日以上	(一律) 10万円

最後に、私たち業者は自分の身を守りながら、他人に迷惑を掛けないように心掛けましょう。

自転車に乗っていてわからないこと、こんな場合はどうしたらいいのか、質問がある方は協会にFAX (088-625-3669) で問い合わせして下さい。本誌において回答いたします。